

「道路橋点検士」登録申請の手引き

一般財団法人橋梁調査会

今後、道路橋が急速に老朽化していくことを踏まえ、道路の適正な管理を図るため各道路管理者の責任による点検→診断→措置→記録というメンテナンスサイクルを確立するために法令等の整備が行われました。

一般財団法人橋梁調査会は、道路橋の点検を担う点検技術者の更なる技術の向上や点検結果の精度、信頼性の確保を図るため、国が定める統一的な「橋梁定期点検要領」に基づく記録様式を適切かつ正確に作成できる技術を有する技術者の資格として、「道路橋点検士」制度を創設しました。この資格は、平成 27 年 1 月に国土交通省の「公共工事に関する調査及び設計等に関する技術者資格（施設分野：橋梁〔鋼橋・コンクリート橋〕－業務：点検）」として登録されました。

「道路橋点検士」は、一般財団法人橋梁調査会が実施する「道路橋点検士技術研修会」を修了し、定期点検業務を適切かつ正確に実施できる技術力と既設道路橋の点検・診断に関する業務経歴を有する者の申請により登録された技術者に付与される称号です。

目 次

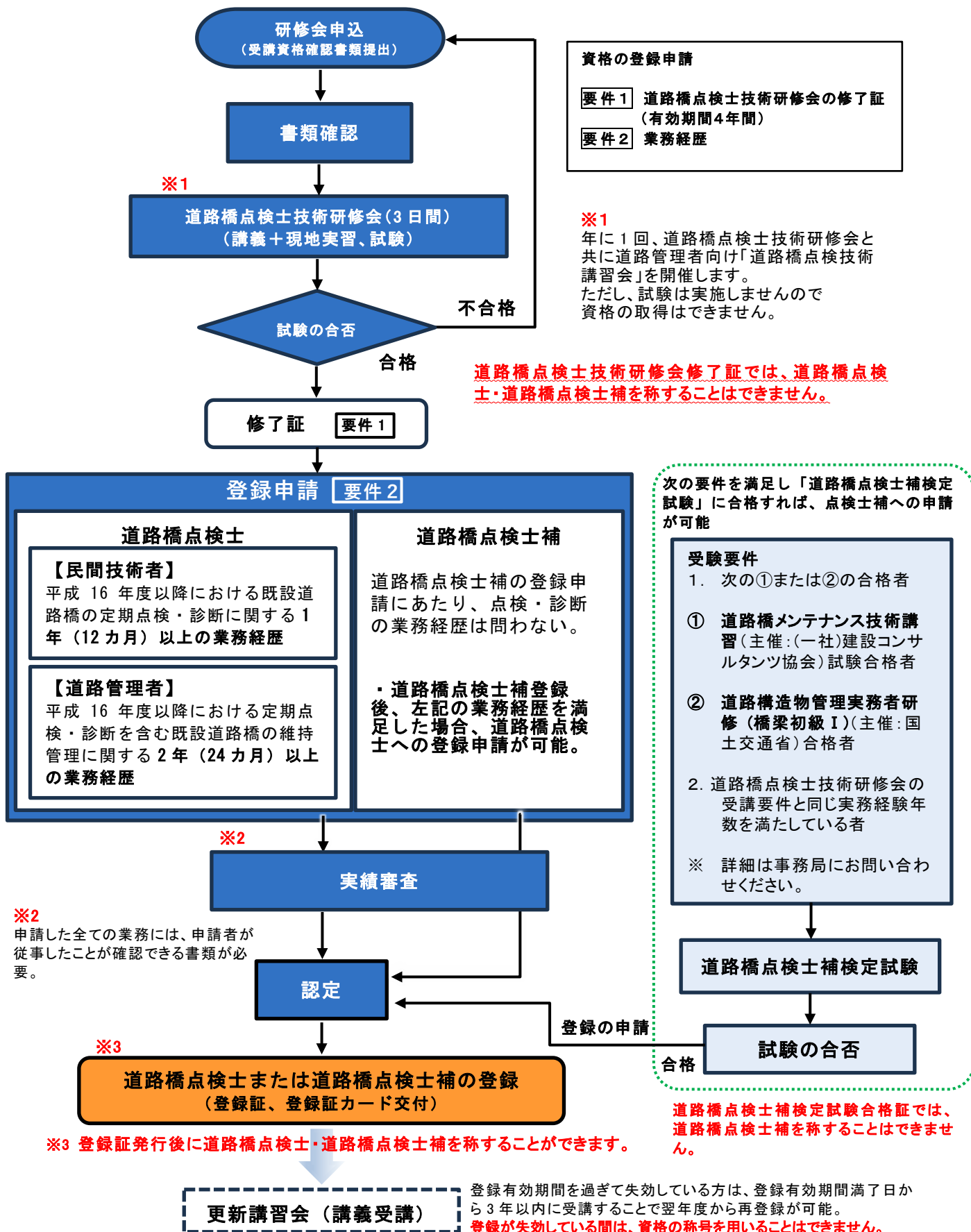
1. 登録申請の要件	P 1
2. 登録申請の手続き	P 3
3. 道路橋点検士の登録	P15
4. 登録事項の変更及び再発行	P15

1. 登録申請の要件

道路橋点検士の登録申請ができるのは、下記(1)および(2)の要件に該当する方です。

(1)道路橋点検士技術研修会の受講修了	
令和3年度以降の「道路橋点検士技術研修会」を修了された方	
(2)業務経歴(既設道路橋の定期点検・診断)	
1)民間技術者	平成 16 年度以降における既設道路橋の定期点検・診断に関する 1 年以上の業務経歴
2)道路管理者	平成 16 年度以降における定期点検・診断を含む既設道路橋の維 持管理に関する 2 年以上の業務経歴

道路橋点検士技術研修会申込から認定・登録までの流れ



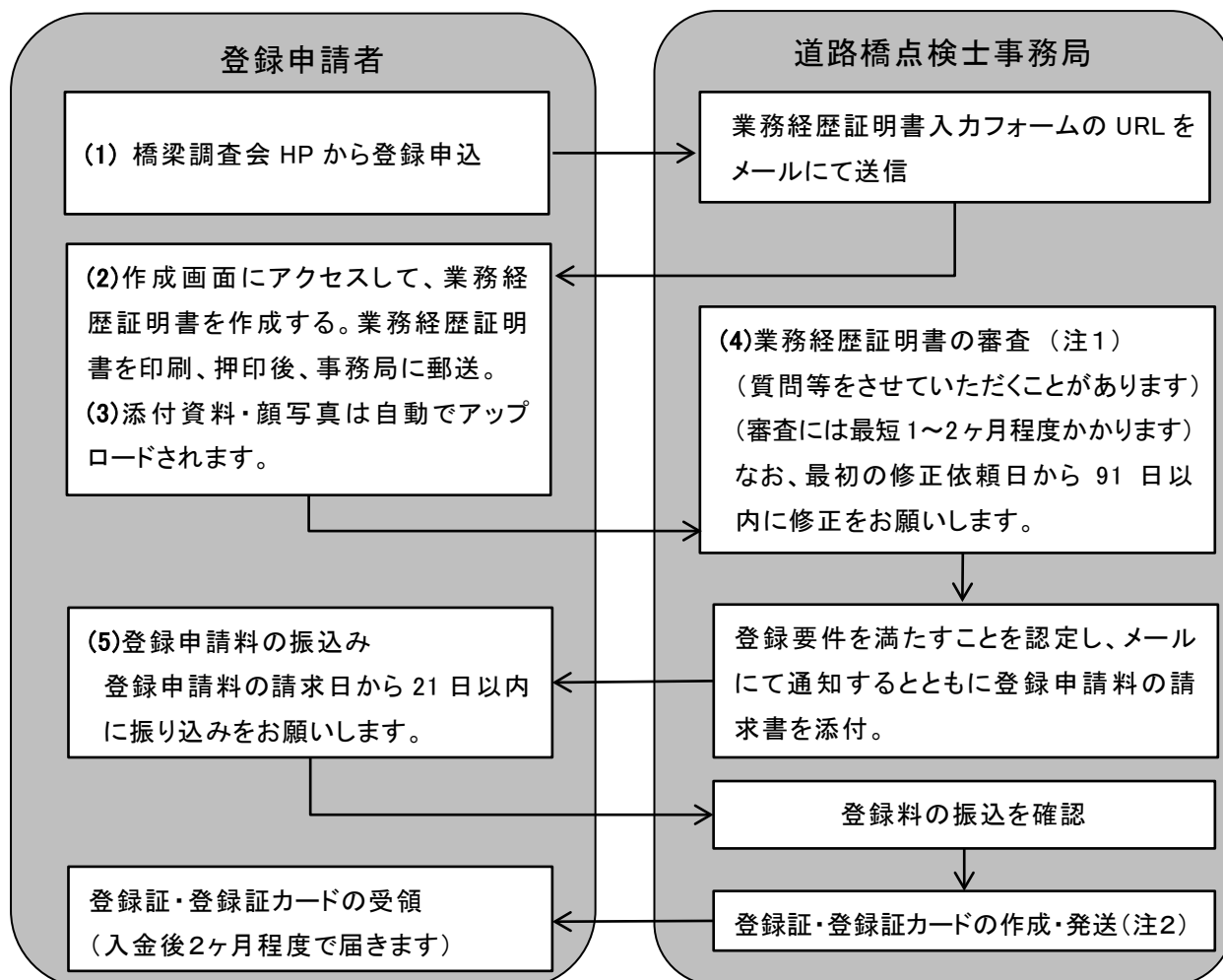
※ 登録申請は、研修会の修了証が届き次第可能です。登録有効期間は修了証取得の翌年度より4年間です。
この期間を過ぎますと申請ができませんのでご注意ください。

2. 登録申請の手続き

(1) 橋梁調査会ホームページ(HP)から登録申込み

登録申込後、業務経歴を入力する「業務経歴証明書作成フォーム」が有効な期間は1週間です。
顔写真データや契約上の書類等の登録申請に必要な資料をご準備の上、お申込ください。

申請から登録までの流れ



(注1) 登録申請時に必要な資料

- ①登録証カード用の顔写真（写真データ（jpg形式）を作成フォームにアップロード）
- ②業務経歴証明書（押印・郵送）
- ③業務経歴を証明する説明資料（作成フォームにアップロード）

(注2) 申請から登録までの期間

業務経歴証明書の受領後、審査（注1）、登録申請料の振込み・確認、登録証・登録証カードの発送まで最短で3~4ヶ月かかります。

- 1) 橋梁調査会ホームページの【道路橋点検士関連】→【道路橋点検士登録】のバナーをクリックし、道路橋点検士登録画面に進みます。
- 2) 申込フォームボタンを押すと、ログインフォームが表示されます。「修了証番号」と「パスワード」を入力し、ログインボタンを押します。

①「道路橋点検士関連」にカーソルを合わせる。



②「道路橋点検士」をクリックする。



③クリックする。

④修了証番号とパスワードを入力し、ログインボタンを押す。



申込フォーム

登録申請をした後、業務経歴を入力する「業務経歴証明書作成フォーム」が有効な期間は1週
顔写真データや契約上の書類等の登録申請に必要な資料をご提出ください。

1. 下記フォームに必要事項を入力し、【内容を確認する】ボタンをクリックしてください。
2. 内容を確認し、【送信】ボタンをクリックしてください。
3. 事務局より、「道路橋点検士」登録申込受付メールが届きます。
4. メールに記載のURLから、業務経歴証明書を登録してください。
5. 業務経歴証明書を登録後、経歴書を出力し、証明欄に押印してください。

「道路橋点検士」登録申請の手引きを必ずお読み下さい

民間技術者の方▼

「道路橋点検士」登録申請の手引き（民間技術者用）

道路管理者の方▼

「道路橋点検士」登録申請の手引き（道路管理者用）

申込フォーム

ログイン

修了証番号
2230000

パスワード

2024年4月よりシステム変更いたしました。

修了証番号とパスワードを入力し、ログインボタンを押す。

3) 申込フォームが表示されます。

「申請する住所」、「所属区分」にチェックを入れ、【内容を確認する】ボタンを押します。

※1 ご登録情報に変更がある場合は、画面右上の「登録情報の編集」から変更できます。

なお、勤務先住所などの入力内容は正確に記入して下さい。

※2 必ず受信できるメールアドレスを入力して下さい。迷惑メール対策等で返信メールが受け取れない場合があります。複数人が申込まれる場合に同じメールアドレスで登録することはご遠慮下さい。

(「入力フォーム」ではなく「マイページ」が表示される場合があります、その場合は「マイページ」画面左下の【道路橋点検士登録申込】のボタンを押して下さい。)

道路橋点検士 申込フォーム

登録情報を変更する場合は、ここから

※1

登録情報の編集

入力されたデータは、SSL (Secure Socket Layer) によって暗号化され、送信されます。
*印は必須項目です。必ず入力してください。

申請する住所*	☒ 勤務先 ☐ 勤務先がない場合、お住まいの住所
所属区分*	☐ 道路管理者 ☒ 民間技術者
修了証番号	3330003
氏名	フルハシ マモル 古橋 守
生年月日	1990年01月03日
勤務先	〇〇コンサルタント株式会社 マルマルコンサルタント
所属部	構造技術部
所属課	橋梁設計課
役職名	
住所	〒112-0013 東京都 文京区音羽2-10-2日本生命音羽ビル8階
電話番号	03-0000-0000
FAX番号	03-1111-1111
メールアドレス	xxxxxxxx@jbec.or.jp

※2

内容を確認する

- 4) 確認画面が表示されます。入内容を確認し、【送信】ボタンを押します。
- 5) 【送信】ボタンを押すと、ご登録のメールアドレスに【「道路橋点検士」登録申込のお知らせ】という件名のメールが届きますので、メールの中の URL をクリックしてください。
- 6) 表示された画面の【業務経歴証明書登録】ボタンを押します。
業務経歴証明書を記入するページに移るので、業務経歴証明書の作成を行います。

〈業務経歴証明書作成フォームについて〉

- ・業務経歴は最大 5 件まで記入できます。(複数経歴を記載する場合は、作成フォーム下の「経歴+」ボタンを押すことで、記載する枠を増やすことが可能です。)
- ・顔写真データや、経歴証明用の添付資料もこの画面でアップロードして下さい。
- ・入力内容を一時保存することもできます。再入力する場合は、ホームページの「道路橋点検士登録」→【業務経歴証明書作成フォーム】ボタンを押すことで再入力ができます。
- ・未入力項目があると警告が出ますので、必要事項をすべて記入して下さい。

内容確認

内容を確認し、よろしければ【送信】ボタンをクリックしてください。

申請する住所*	勤務先
所属区分*	民間技術者
修了証番号	3330003
氏名	フルハシ マモル 古橋 守
生年月日	1990年01月03日
勤務先	〇〇コンサルタント株式会社 マルマルコンサルタント
所属部	構造技術部
所属課	橋梁設計課
役職名	
住所	〒112-0013 東京都 文京区音羽2-10-2日本生命音羽ビル8階
電話番号	03-0000-0000
FAX番号	03-1111-1111
メールアドレス	xxxxxxxx@jbec.or.jp

戻って修正する

送信

受付メール送信完了

道路橋点検士の登録申込みを受付けました。

登録申請には、引き続き業務経歴証明書の入力が必要です。
メールに記載のURLから、業務経歴証明書を登録してください。

届いたメールを開いて
記載の URL をクリック

業務経歴証明書作成フォーム

業務経歴証明書を登録してください

入力が完了しましたら、内容を登録してください。

業務経歴証明書登録

お問い合わせ

一般財団法人橋梁調査会 企画部 道路橋点検士事務局
〒112-0013
東京都文京区音羽2-10-2
日本生命音羽ビル8階
TEL 03-5940-4800
FAX 03-5940-8099
※お問い合わせは、平日の午前10時～午後5時まで

登録に関するお問い合わせフォーム

内容を確認し、誤りがなければ
「送信」を押す。

6

業務経歴証明書 作成フォーム（民間技術者用）

道路橋点検士登録の流れ

1. 既に登録してある、氏名、生年月日、勤務先等の内容を確認してください。
2. 作成フォームに必要な事項を入力してください。
■登録申請時に必要な資料 【※注意事項】
 - ① 登録証カード用の顔写真データ（写真データ（jpg形式）を作成フォームにアップロード）
 - ② 業務経歴証明書（押印・郵送）
 - ※1 「平成16年度以降における既設道路橋の定期点検・診断に関する業務経歴」を有することが必要です。
 - ※2 業務期間の合計が1年(12ヶ月)以上になるようにしてください。
 - ③ ②の業務経歴を証明する説明資料（作成フォームにアップロード）
必須となる契約書類（元請：契約書 or テクリス、下請：注文書・請書）に加え、業務（実施）計画書、特記仕様書などを添付してください。
 - ※1 1つのファイルで複数の内容を証明する場合は、該当する箇所をチェックして、どの内容の説明資料であるか明確にしてください。
 - ※2 すべての内容についてチェックがオンにならないと業務経歴証明書は作成できません。
 - ※3 道路管理者の業務（発注・審査）を代行している場合などは、道路管理者としての申請となります。

【例1】 地方自治体の点検・診断業務発注等について業務代行や業務支援をしている場合（〇〇県建設技術センターなど）

【例2】 高速道路等の点検・診断業務を発注している場合（〇〇高速道路(株)など）

不明な点は、道路橋点検士事務局までお問合せください。
[> お問合せはこちら](#)
3. 入力の途中で、一時保存することもできます。【一時保存】ボタンをクリックしてください。
4. 入力が終わったら、【内容を確認する】ボタンをクリックしてください。
5. 内容を確認し、【登録】ボタンをクリックすると、事務局より「業務経歴証明書」登録メールが届きます。
6. 「業務経歴証明書PDF」をダウンロードし、登録申請者の押印並びに証明者の記名及び押印（社印及び証明権者の公印）の後、事務局まで郵送してください。
※押印のうえ、業務経歴の証明を受けてください。
※添付資料および顔写真データは郵送する必要はありません。
※PDFがダウンロードできない場合は、事務局までお問合わせください。
7. 以上で登録申請は終了です。

登録内容確認

[> 登録内容の変更をしたい方はこちら](#)

所属区分	民間技術者
フリガナ	フルハシ マモル
氏名	古橋 守
生年月日	1990年01月03日
勤務先	〇〇コンサルタント株式会社 構造技術部 橋梁設計課
勤務先電話番号	03-0000-0000
メールアドレス	xxxxxxx@jbec.or.jp

*印は必須項目です。必ず入力してください。

写真アップロード

登録証カード用の顔写真は、登録申請6ヶ月以内に撮影した脱帽・正面の顔写真（カラー写真）をアップロードしてください。

不鮮明な写真、サングラス着用等の写真については再提出をお願いします。

- 顔の大きさ等をご自身で調整してください。
- ファイル形式はjpg形式にしてください。

顔写真 *

画像サイズ：1MB以内



削除

※登録証カード用顔写真を選択してください。

業務経歴1

勤務先 *

〇〇コンサルタント株式会社 (50文字以内)

業務名 *

〇〇年度××管内橋梁点検業務 (50文字以内)

業務内容 *

上部工、下部工、支承、伸縮装置等を含む橋梁全体の近接目視 (50文字以内)

※橋全体を対象とし、かつ、状態の把握から記録様式（点検調書）の作成までの一連の工程を含む定期点検・診断であることがわかるように記入

業務期間 *

平成 30 年 7 月 ~ 平成 31 年 1 月

※定期点検・診断以外を含む業務の場合は、定期点検・診断に従事した期間のみ

発注機関名 *

国土交通省〇〇地方整備局××国道事務所 (50文字以内)

橋梁点検要領名 *

橋梁定期点検要領平成26年6月国土交通省 (50文字以内)

※業務で使用した、橋梁点検要領の名称を入力してください。

橋梁数 *

60 橋

関連資料 *

添付サイズ：2MB以内

※業務内容が確認できる資料を1つ以上添付してください。

・契約書類（必ず添付）：業務期間、勤務先、業務名、発注機関を確認。

・業務計画書、特記仕様書など：業務内容、点検要領名、橋梁数等を確認。

（ファイル形式：xls、xlsx、doc、docx、pdf、jpg、png、gif、ppt、txt、xdw）

① 勤務先	② 業務名	③ 業務内容	④ 業務期間	⑤ 発注機関名	⑥ 橋梁点検要領名	⑦ 橋梁数	
●	○	○	○	○	○	○	>ダウンロード 削除
○	●	●	●	○	○	○	>ダウンロード 削除
○	○	○	○	●	●	●	>ダウンロード 削除
○	○	○	○	○	○	○	ファイルの選択 ファイルが選択されていません
○	○	○	○	○	○	○	ファイルの選択 ファイルが選択されていません
○	○	○	○	○	○	○	ファイルの選択 ファイルが選択されていません
○	○	○	○	○	○	○	ファイルの選択 ファイルが選択されていません

2 件以上業務経歴を入力する場合は
「経歴+」ボタンを押す。

入力後「内容を確認する」を押す。

一時保存

経歴+

内容を確認する

業務経歴証明書の記載事項を証明するために必要な事項と説明資料

(民間(元請)技術者の場合)

	民間(元請)技術者の場合	説明資料
① 勤務先	・申請者が対象とする定期点検・診断業務の受注者(社)に勤務していることが分かること。 以下の書類が必要です。 ■既設道路橋の定期点検・診断に関する業務経歴証明書(民間技術者)※1 ※1: 橋梁調査会 HP の申請時作成フォームで作成し、証明者の署名、捺印をしてください。	■業務契約書 またはテクリス 【必須】 + ②～⑦事項が 確認できる資料 ■業務(実施) 計画書 ■特記仕様書 ■設計書 ■報告書 など ※何れかの書 類には、必ず申 請者の氏名が 記載されている こと。
② 業務名	業務経歴証明書で記載した業務名を証明できる書類が必要です。	
③ 業務内容	・次の1)と2)の両方の条件を満足する道路橋の点検業務であることが分かること。 1) 既設道路橋全体(支承部を含む上・下部構造)を対象とした定期点検・診断であること。 2) 近接目視による状態の把握から、損傷程度の評価、対策区分の判定、健全性の診断、記録様式(点検調書)等の作成までの一連の工程を含む定期点検・診断であること。 注) 次の業務は対象外 ・履行中の業務 ・特定の部位だけ(例えば上部構造のみ)を対象とした橋梁点検 ・補修設計や補修・補強工事の事前に実施される橋梁点検 ・沿道や第三者への被害の防止を図るための点検並びに大規模災害時の異常時点検 ・横断歩道橋の点検 ・橋梁点検・診断に関する委員会活動や発注者支援業務、現場技術業務等は対象外	
④ 業務期間	・③業務内容の内、申請者が1)及び2)を満足する業務に履行した期間(月数)が分かること。 【必ず添付: 契約書またはテクリス】 ・平成 16 年度以降における既設道路橋の定期点検・診断に関する業務経歴として、12 ヶ月以上有していること。一つの業務で12 ヶ月を満たしていない場合は、複数の業務を記載して 12 ヶ月以上有していること。 ・既設道路橋の定期点検・診断以外を含む業務(③業務内容の注釈参照)の場合は、申請者が定期点検・診断に従事した期間(月数)が分かること。 注) 重複する業務の場合、重複する期間は対象外 注) 補修設計や長寿命化計画策定、トンネル等の道路構造物を含む点検等の業務に③業務内容に記載している1)と2)の両方を満足する点検業務が含まれている場合は、契約上の工期のうち、橋梁定期点検業務に要した期間のみが対象期間になります。この場合、橋梁点検期間が確認できる業務計画書の実施工程表等が必要となります。 ■(元請けに派遣して従事した場合)就業条件明示書※ ※「就業条件明示書」とは労働基準法施行規則第 5 条に応じた書類です。	
⑤ 発注機関名	・発注機関(道路管理者)が確認出来ること。	
⑥ 橋梁点検要領名	・定期点検・診断で使用した要領名が分かること。 注) 国が定める定期点検要領のほか、これに準じて地方自治体、高速道路会社などの道路管理者等が定める橋梁の定期点検・診断に関わる要領でもよい。	
⑦ 点検橋梁数	・横断歩道橋を除く道路橋の定期点検・診断を行った橋梁数が分かること。 注 1) 農道橋、林道橋等の場合は、お問い合わせください。 注 2) 横断歩道橋は対象外	

業務経歴証明書の記載事項を証明するために必要な事項と説明資料
(民間(下請)技術者の場合)

	民間(下請)技術者の場合	説明資料
① 勤務先	・申請者が対象とする定期点検・診断業務の受注者(社)に勤務していることが分かること。 以下の書類が必要です。 ■既設道路橋の定期点検・診断に関する業務経歴証明書(民間技術者)※1 ※1: 橋梁調査会 HP の申請時作成フォームで作成し、証明者の署名、捺印をしてください。	■注文書・請書 【必須】
② 業務名	・下請け業務の場合は、発注者が契約した業務の業務名が分かる契約書、業務契約書、注文書・請書、報告書、テクリス等に記載されたもので確認出来ること。 ■<u>下請が元請と交わした書類</u>とは: 注文書・請書 (必ず添付)	+ ②～⑦事項が確認できる資料
③ 業務内容	・次の1)と2)の両方の条件を満足する道路橋の点検業務であることが分かること。 1) 既設道路橋全体(支承部を含む上・下部構造)を対象とした定期点検・診断であること。 2) 近接目視による状態の把握から、損傷程度の評価、対策区分の判定、健全性の診断、記録様式(点検調書)等の作成までの一連の工程を含む定期点検・診断であること。 注) 次の業務は対象外 ・履行中の業務 ・特定の部位だけ(例えば上部構造のみ)を対象とした橋梁点検 ・補修設計や補修・補強工事の事前実施される橋梁点検 ・沿道や第三者への被害の防止を図るための点検並びに大規模災害時の異常時点検 ・横断歩道橋の点検 ・橋梁点検・診断に関する委員会活動や発注者支援業務、現場技術業務等は対象外	■業務(実施)計画書 ■特記仕様書 ■設計書 ■報告書 など ※下請業務の場合、道路管理者と発注者で共有される書類
④ 業務期間	・申請者が所属する受注者(社)が発注者(社)と交わした契約書類が必要です。 【必ず添付: 注文書・請書】 注) 業務期間は、発注者(社)と交わした注文書・請書に記載の契約期間となります。 注) 重複する業務の場合、重複する期間は対象外 ■(元請けに派遣して従事した場合)就業条件明示書※ ※「就業条件明示書」とは労働基準法施行規則第5条に応じた書類です。	(業務計画書、テクリス)に技術者名が記載されてない場合がある。この場合、従事した業務で申請者の氏名が記載された次の書類を添付してください。
(⑤) 発注機関名 (道路管理者)	・発注機関(道路管理者)が確認出来ること。	・危険予防予知活動(KY)記録
⑥ 橋梁点検要領名	・定期点検・診断で使用した要領名が分かること。 注) 国が定める定期点検要領のほか、これに準じて地方自治体、高速道路会社などの道路管理者等が定める橋梁の定期点検・診断に関わる要領でもよい。	・安全衛生教育記録
⑦ 点検橋梁数	・横断歩道橋を除く道路橋の定期点検・診断を行った橋梁数が分かること。 注1) 農道橋、林道橋等の場合は、お問い合わせください。 注2) 横断歩道橋は対象外	・日報 など

- 7) 業務経歴入力フォーム作成後、【業務経歴証明書 PDF ダウンロード】から経歴書を出力し、押印のうえ、事務局に郵送して下さい。事務局が経歴書(原本)を受領した時点で申込が完了します。
- このとき、顔写真データや添付資料データは、事務局に自動送信されていますので、業務経歴証明書のみ郵送して下さい。

内容確認

内容を確認し、よろしければ【登録】ボタンをクリックしてください。

写真アップロード

顔写真 [>ダウンロード](#)
画像サイズ：1MB以内

業務経歴1

業務期間	平成30年7月 ～ 平成31年1月
月数	7ヶ月
勤務先	〇〇コンサルタント株式会社
業務名	〇〇年度××管内橋梁点検業務
発注機関名	国土交通省〇〇地方整備局××国道事務所
業務内容	上部工、下部工、支承、伸縮装置等を含む橋梁全体の近接目視による定期点検
橋梁点検要領名	橋梁定期点検要領平成26年6月国土交通省
橋数	60

関連資料
添付サイズ：2MB以内

1. [>ダウンロード](#)
(勤務先)

2. [>ダウンロード](#)
(業務名、業務内容、業務期間)

3. [>ダウンロード](#)
(発注機関名、橋梁点検要領名、橋梁数)

4. なし

戻って修正する

登録

内容を確認し、誤りがなければ「登録」を押す。

登録しました

業務経歴証明書のご登録ありがとうございました。

まだ、道路橋点検士登録申込みは完了していません。

業務経歴証明書PDFをダウンロードし、押印のうえ、業務経歴の証明を受けて下記事務局まで郵送してください。

なお、ご自分の業務経歴証明書は、道路橋点検士の登録まで大切に保管しておいてください。

添付資料および顔写真データは郵送の必要はありません。

ご不明点は、事務局宛にお問い合わせください。

※PDFがダウンロードできない場合は、お問い合わせください。

業務経歴証明書PDFダウンロード

ダウンロードし押印後、原本を事務局宛に郵送する。

作成フォームの記入例（民間技術者）

既設道路橋の定期点検・診断に関する業務経歴証明書（民間技術者）

申請日: 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

修了証番号: 3330003

フリガナ	フルハシ マモル	生年月日	1990 年 01月 03日	事務局用
氏 名	古橋 守	勤務(連絡先)住所	東京都	
勤務先	〇〇コンサルタント株式会社			
電話番号	03-0000-0000	メールアドレス	×××××@××××××	

業 務 経 歴				
区 分	業務期間	月数	勤 務 先	業務内容
民間技術者	平成30年7月 ～ 平成31年1月	7	〇〇コンサルタン ト株式会社	〇〇年度××管内橋梁点検業務 国土交通省〇〇地方整備局××国道事務所 上部工、下部工、支承、伸縮装置等を含む橋梁全体の近接目視による定期点 検 橋梁定期点検要領平成26年6月 国土交通省 60橋
	令和1年6月 ～ 令和2年2月	9	〇〇コンサルタン ト株式会社	令和〇〇年××管内橋梁点検業務 国土交通省〇〇地方整備局××国道事務所 上部構造、下部構造、支承部等を含む既設道路橋全体を対象とした定期点 検を行った。 橋梁定期点検要領平成31年3月 国土交通省 70橋
合計月数		16		

上記、業務経歴の記載内容については真実と相違ないことを証明します。 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

証明者 勤務先名と所属部課名: 〇〇コンサルタント株式会社

役職名: 構造技術部長

(社印および公印)

氏 名: 国土 護

- 注1) 道路橋点検士の登録申請者及び証明者のいずれについても記名・押印が必要です。業務経歴証明書の提出前に必ずご確認ください。
- 注2) 業務経歴証明書に虚偽の記載があった場合には、道路橋点検士の登録申請を無効とするともに、道路橋点検士技術研修会の修了を取り消します。
- 注3) 業務経歴証明書に記載された個人情報に関しては道路橋点検士の登録申請のみに使用することを承諾の上、お申し込みください。
- 注4) この様式は、予告なく変更する場合があります。

(2) 業務経歴証明書の作成上の注意事項

- ・業務経歴証明書は、登録要件の有無を審査するうえでの重要な記録です。この記載内容に不備があった場合は、登録できませんので十分ご注意下さい。
- ・なお、記入事項を偽って登録申請すると、登録を取り消します[※]ので注意して下さい。
- ・登録資格の要件となる業務契約件名は、正確に記入して下さい。
- ・業務期間の考え方は次のとおりです。
- ・定期点検・診断業務の場合は、契約工期を期間とします。
- ・定期点検・診断業務がその他の業務と併せて発注された場合は、契約工期のうち定期点検に要した期間とします。
- ・転職等で、道路管理者であるが過去の民間技術者での経歴にて申請される場合は民間技術者として申込をして下さい。
- ・個人経営者の場合は、勤務先の名称・押印の欄にご自身の名前を記入し公印を押して下さい。(公印のない場合は事務局にお問い合わせ下さい。)
- ・現在勤務していない場合は、最終勤務先の代表者等の記名、社印(機関印)および業務経歴証明者となる所属長の記名、役職印をもらって下さい。

＜業務経歴の資格要件＞

業務経歴は様々な形態が考えられますので、以下を参考に要件に適う経歴を記入して下さい。

不明な場合は、別添「よくあるお問合せ」を参照するか、事前に事務局までお問合せ下さい。

項目	要件を満たす	要件を満たさない・対象外(例)
対象 橋梁	道路橋 (農道橋・林道橋等の場合はお問合せ下さい。)	・専ら自動車以外の交通に供する橋 (横断歩道橋・モノレール、新交通等の橋梁・鉄道橋) - 特定の自動車交通のみに供する橋(小型車専用橋など)
対象 業務	平成 16 年度以降における既設道路橋の定期点検・診断業務(完了したものに限り。)について<u>下記の①及び②の両方の条件を満たすことがわかること。</u> ①上部構造、下部構造、支承部等を含む既設道路橋全体を対象とした定期点検・診断であること。 ②近接目視による状態の把握から、損傷程度の評価、対策区分の判定、健全性の診断、記録様式(点検調書)等の作成までの<u>一連の工程を含む定期点検・診断であること。</u>	・履行中の業務 ・定期点検のうち、既設道路橋全体の一部の部材・部位しか対象にしていない場合 ・定期点検・診断のプロセスのうち一部しか担当していない場合 ・橋梁の供用前後に行われる初期検査 ・巡回点検・日常点検 ・異常時点検・臨時点検・道路ストック総点検 ・コンクリートの塩害・ASR 等の詳細調査 ・鋼部材の疲労亀裂調査 ・復元設計のための測量調査 ・補強設計及びそのための調査 ・診断・補修工事及びそのための調査 ・施工会社等による自主点検 ・定期点検の全体フローの一部しか担当していない場合 ・橋梁点検・診断に関する委員会活動・発注者支援業務、現場技術業務
対象 期間	・定期点検・診断業務の場合は契約工期が対象 ・定期点検・診断業務がその他の業務と併せて発注された場合は、契約工期のうち定期点検に要した期間のみ対象 ・トンネル等の他の道路構造物と併せて点検等を行う場合は、橋梁の定期点検に要した期間のみ対象	・定期点検業務がその他の業務と併せて発注された業務において、その他業務に要した期間は対象外 ・重複する業務の場合、重複する期間は対象外
添付 資料	上記が確認できる資料として、契約書、テクリス登録票、特記仕様書、業務計画書、業務成果(記録様式)、工程表等のうち該当する部分	テクリス登録票のみで業務内容が判別できない場合

(3) 登録証カード用顔写真

登録証カード用の顔写真は、登録申請 6 ヶ月以内に撮影した脱帽・正面の顔写真(カラー写真)をアップロードして下さい。不鮮明な写真、サングラス着用等の写真については再提出をお願いします。

- ・顔の大きさ等のご自身で調整して下さい。
- ・ファイル形式は jpg 形式にして下さい。

(4) 業務経歴証明書の審査

業務経歴証明書が届くと、各業務経歴が道路橋点検士登録要件を満たしているか確認の上、認定します。なお、必要に応じて、記載内容について事務局から質問することがあります。また、添付資料の追加提出をお願いすることがあります。

(5) 登録申請料の振込

登録要件が認定された申請者には、その旨をメールでお知らせするとともに、登録申請料の請求書を添付し送付します。

振り込みの際、振込者氏名の後ろに修了証番号をかならず付加して下さい。

修了証番号を付加なかった場合や、複数名分の登録申請料を合わせて振り込まれた場合は、金融機関が交付する「振替払込請求書兼受領証」、「ご利用明細票」(ATM の場合)、インターネットバンキング利用時の振込結果等の写しの余白に氏名(複数の場合はすべての申請者の名前)を記入して送付して下さい。メール、FAX いずれでも構いません。

送付先： 一般財団法人 橋梁調査会 道路橋点検士事務局 FAX 03-5940-8099 E-mail: hashitenken@jbec.or.jp
--

3. 道路橋点検士の登録

登録申請料の入金が確認できた方には、(一財)橋梁調査会認定「道路橋点検士 登録証」および「道路橋点検士 登録証カード」を交付して、「道路橋点検士」の称号を付与し、登録します。

登録有効期間は「道路橋点検士技術研修会」修了証取得の翌年度より4年間です。その後4年ごとに道路橋点検士更新講習会を受講することで更新ができます。

「道路橋点検士補」の登録者が「道路橋点検士」に登録した場合、更新までの有効期間は「道路橋点検士補」の期間が引き継がれます。

4. 登録事項の変更および再発行

(1) 登録事項の変更

登録事項(勤務(連絡)先住所・勤務先)に変更が生じた場合は、速やかに「修了者ログイン」の「登録事項の編集」からご自身で変更してください。

メールアドレスの変更はホームページの【修了者ログイン】の「メールアドレスが変わった方はこちら」から変更して下さい。」から手続きを行ってください。メールアドレスの変更は、今後、重要なお知らせを受け取るために必要です。

①「修了者ログイン」をクリックする。

②「メールアドレスが変わった方はこちら」をクリックする。

(2) 登録証の再発行

紛失等により、登録証及び登録証カードの再発行が必要な場合は事務局までお知らせ下さい。再発行までは1～2ヶ月を要します。またカード再発行手数料(3,300円(消費税込み))が必要です。

道路橋点検士の登録の更新・再登録制度

1. 登録の更新、再登録

(1) 登録の更新

登録の更新は、登録有効期間の最終年度に「道路橋点検士更新講習会」(以下「更新講習会」という。)を受講することにより申請することができます。

(2) 登録更新の申込みをしなかった場合

登録更新の手続きをしなかった場合には、道路橋点検士の資格は登録有効期間満了と同時に失効し、「道路橋点検士」の称号を用いることはできません。

(3) 再登録

登録が失効した場合でも、登録有効期間満了日から 3 年以内に更新講習会を受講することで、更新講習会受講の翌年度から資格の再登録が可能です。

(4) 登録証等の発行

「登録の更新」又は「再登録」をした場合には、「登録証」ならびに「登録証(カード)」を交付します。

2. 登録申請料

登録に伴う費用として、登録申請時に 3,300 円(消費税込み)を負担していただきます。

3. 更新講習会

道路橋点検士の技術力の向上や点検結果の精度・信頼性の確保を図るため、更新時及び再登録時には更新講習会を受講していただきます。

[更新講習会]

- ・開催時期及び開催方法 当調査会ホームページでお知らせいたします。
- ・受講料 6,600 円(消費税込み)

登録申請に関するお問い合わせは下記までお願いします。

一般財団法人 橋梁調査会 道路橋点検士事務局
〒112-0013 東京都文京区音羽 2-10-2 日本生命音羽ビル8階
電話 03-5940-4800, 4801(専用) / FAX 03-5940-8099
E-mail: hashitenken@jbec.or.jp

(掲載: 2025 年 4 月)